

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリンター

告示

- 土地改良法による道管換地計画の決定 (農地調整課) 三三
- 道管土地改良事業計画の決定 (土地改良指導課) 三三
- 道管土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 三三
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 三三
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 三三
- 土地収用法による事業の変更の届出 (建設部総務課) 三三
- 山村振興法による市町村道の代行工事の完了 (道路計画課) 三三
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三三
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 三三
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 三三
- 道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 三三
- 公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課) 三三
- 都市計画事業の認可 (公園下水道課) 三三
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 三三
- 宅地建物取引業法による免許の取消し (建築指導課) 三三
- 公営型プロポーザルの実施 (市町村課) 三三
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件) 三三
- 道警察本部告示 三三
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正 三三
- 特定調達契約に係る入札の公告 三三
- 一般競争入札の実施に関する公告 三三
- 生飼を使用するついで漁業 三三

告示

告示

平成十三年十二月十一日

火曜日

北海道告示第2060号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、鷹栖町北野南地区の換地計画の変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年12月11日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月11日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第2061号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道管土地改良(渡島中央地区かんがい排水【国営附帯】)事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成13年12月12日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月11日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第2062号

次の地区について、道管土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年12月12日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年12月11日

北海道知事 堀 達也

地区名	事業の種類	縦覧場所
益加	土地改良総合整備【担い手育成型】(農業用排水、暗きよ)	北海道石狩支庁
相内	畑地帯総合整備【担い手育成型】(農業用排水、暗きよ、区画整理、農用地造成、土層改良)	北海道網走支庁
境野	畑地帯総合整備【担い手育成型】(農業用排水、農道、土層改良、暗きよ、区画整理)	同
東勇足	畑地帯総合整備【担い手育成型】(農業用排水、農道、暗きよ、土層改良)	北海道十勝支庁

北海道告示第2063号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成13年12月11日

北海道知事 堀 達也

三三

呼 2 2 1 3 1 紙

- 1 解除に係る保安林の所在 (河東郡士幌町字中音更西2線146の4 (次の図に示す部分に在場所 限る。))
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 排水路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2064号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 小樽市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 港湾施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2065号

次のとおり土地収用法(昭和26年法律第219号)第30条第1項の規定による事業の変更の届出があった。

平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路線 名 区 間

変更前後の別

滝之町伊達線 伊達市末永町58番3地先から伊達市末永町58番52地先まで

敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間	縦	覧	場	所
11.20mから16.20mまで	110.20m	—	—	—	—	—	北海道室蘭土木現業所
12.30mから16.20mまで	110.20m	—	—	—	—	—	—

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道235号改築工事(厚真門別道路・北海道勇払郡厚真町字厚和地内から同道同郡同町字浜厚真地内まで)及びこれに伴う町道付替工事
- 3 収用し、又は使用する必要がなくなった土地の区域
(1) 土地の所在、地番 北海道勇払郡厚真町字厚和225番48
- 4 事業認定の告示の年月日及び番号
平成13年3月28日国土交通省告示第334号

北海道告示第2066号

山村振興法(昭和40年法律第64号)第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路線名 足寄町道足寄白糠線
- 2 工事区間 足寄郡足寄町稲牛190番2地先から足寄郡足寄町稲牛352番7地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事完了の日 平成13年12月20日

北海道告示第2067号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也

報 告 公 報 欠 票

河 爺 虻 田 線 虻田郡虻田町字月浦44番21地先（河川敷地）から
 虻田郡虻田町字月浦56番20地先（河川敷地）まで

前	11.80mから 19.00mまで	北海道室蘭土木現業所
後	11.80mから 19.00mまで	—
後	17.20mから 30.00mまで	—
後	804.34m	—

北海道告示第2068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
路 線 名	白老郡白老町字森野4番1地先から 白老郡白老町字森野32番1地先まで	平成13.12.11

北海道告示第2069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也	道路の種類	道路
道路の種類	道路	北海道知事 堀 達 也
路 線 名	鷹栖東鷹栖比布線	—
道路の区域	旭川市東鷹栖11線13号2520 番23地先から旭川市東鷹栖 11線14号2506番19地先まで	—

北海道告示第2070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也	道路の種類	道路
路 線 名	尾田豊頃停車場線	北海道知事 堀 達 也
道路の区域	中川郡豊頃町二宮4756番地先から中 川郡豊頃町薄別115番地先まで 中川郡豊頃町薄別4649番地先から中 川郡豊頃町薄別4649番地先まで 中川郡豊頃町二宮3555番地先から中 川郡豊頃町二宮905番地先まで	— — — —

北海道告示第2071号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。
 平成13年12月11日

北海道知事 堀 達 也	免 許 年 月 日	平成13年12月3日
(1) 名 称	北海道	—
(2) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	—

第1322号

(3) 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
3 埋立区域	常呂郡常呂町字常呂691番及び706番地先の公有水面
(1) 位置	次の1の地点から5の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と5の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
(2) 区域	A区域
1の地点	四等三角点 常呂港 (北緯44度07分20秒、東経144度06分16秒) から方向角33度54分07秒の方向56.24mの地点
2の地点	1の地点から方向角37度12分36秒の方向65.00mの地点
3の地点	2の地点から方向角127度20分22秒の方向2.44mの地点
4の地点	3の地点から方向角217度31分43秒の方向62.81mの地点
5の地点	4の地点から方向角127度25分58秒の方向72.49mの地点
B区域	次の6の地点から9の地点までを順次に結んだ線及び6の地点と9の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
6の地点	2の地点から方向角0度09分38秒の方向282.06mの地点
7の地点	6の地点から方向角307度01分15秒の方向22.01mの地点
8の地点	7の地点から方向角36度52分12秒の方向0.10mの地点
9の地点	8の地点から方向角127度01分15秒の方向22.01mの地点
(3) 面積	A区域 224.27m ² B区域 2.20m ² 計 226.47m ²
4 埋立てに関する工事の施行区域	
(1) 位置	常呂郡常呂町字常呂691番及び706番地先
(2) 区域	A区域 次のS1の地点からS6の地点までを順次に結んだ線及びS1の地点とS6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 四等三角点 常呂港 (北緯44度07分20秒、東経144度06分16秒) から方向角33度54分07秒の方向56.24mの地点
S1の地点	ら方向角33度54分07秒の方向56.24mの地点
S2の地点	S1の地点から方向角37度12分36秒の方向65.00mの地点
S3の地点	S2の地点から方向角127度20分22秒の方向2.44mの地点
S4の地点	S3の地点から方向角217度31分43秒の方向62.81mの地点
S5の地点	S4の地点から方向角127度25分58秒の方向72.49mの地点
S6の地点	S5の地点から方向角127度25分58秒の方向72.49mの地点
B区域	次のS7の地点からS15の地点までを順次に結んだ線及びS7の地点とS15の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

S7の地点	S2の地点から方向角0度01分58秒の方向278.66mの地点
S8の地点	S7の地点から方向角307度01分03秒の方向24.85mの地点
S9の地点	S8の地点から方向角216度58分22秒の方向7.80mの地点
S10の地点	S9の地点から方向角127度06分47秒の方向3.30mの地点
S11の地点	S10の地点から方向角216度52分12秒の方向5.75mの地点
S12の地点	S11の地点から方向角307度04分05秒の方向12.14mの地点
S13の地点	S12の地点から方向角36度56分51秒の方向19.18mの地点
S14の地点	S13の地点から方向角127度01分28秒の方向8.15mの地点
S15の地点	S14の地点から方向角129度12分21秒の方向25.57mの地点
(3) 面積	A区域 498.76m ² B区域 316.25m ² 計 815.01m ²
5 埋立地の用途	漁港施設用地
北海道告示第2072号	
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。	
平成13年12月11日	
1 施行者の名称	夕張市
2 都市計画事業の種類及び名称	夕張都市計画公園事業 5・6・1号石炭の歴史村公園
3 事業の施行期間	平成13年12月11日から平成18年3月31日まで
4 事業地	
(1) 収用の部分	夕張市社光及び高松地内
(2) 使用の部分	夕張市社光及び高松地先
北海道告示第2073号	
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。	
平成13年12月11日	
1(1) 施行者の名称	江差町
1(2) 都市計画事業の種類及び名称	江差都市計画下水道事業江差公共下水道

第1322号

<p>(3) 事業の施行期間 平成5年12月17日から平成20年3月31日まで</p> <p>(4) 事業の地域 ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 平成5年北海道告示第1896号、平成10年北海道告示第2053号、平成12年北海道告示第2095号の事業地のうち釧路市江差町字南が丘地内、字南浜町地内を加え、字緑丘地内、字円山地内、字新地町地内、字本町地内、字陣屋町地内及び字海岸町地内において事業地を変更する。</p> <p>2(1) 施行者の名称 虹田町 (2) 都市計画事業の種別及び名称 虹田都市計画下水道事業虹田公共下水道</p> <p>(3) 事業の施行期間 昭和36年8月31日から平成18年3月31日まで</p> <p>(4) 事業の地域 ア 収用の部分 変更なし イ 使用の部分 昭和47年建設省告示第471号、昭和51年北海道告示第3771号、昭和57年北海道告示第482号、昭和62年北海道告示第1106号、昭和63年北海道告示第1921号、平成4年北海道告示第478号の事業地のうち虹田町字洞爺湖温泉町において事業地を変更する。</p> <p>北海道告示第2074号 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。 平成13年12月11日</p> <p>1 住 所 北見市高栄東町3丁目19番49号 2 商号又は名称 有限会社中央不動産 3 代表者氏名 上野 昭夫 4 免許証番号 北海道知事 網走(3)第251号</p>	<p>次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成13年12月11日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>
<p>1 業務概要</p> <p>(1) 業務名 政治団体電算システム整備事業</p> <p>(2) 事業内容 政治団体に関する台帳、収支報告等をデータベース化し、各支所とネットワーケ化することにより、各種の集計、リアルタイムな情報の検索が可能となる「政治団体電算システム」の構築を図る。</p> <p>(3) 履行期限 平成14年3月28日（木）</p> <p>2 参加資格及び特定基準</p> <p>(1) プロポーザルの提出者に要求される資格 ア 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。 イ 過去3年間に於いて国又は地方公共団体のシステム開発業務を行った実績を有すること。</p> <p>ウ 事業の実施に伴う新規の雇用・就業機会の創設に係る労務費の割合が原則として委託費の25%以上を確保できること。</p> <p>(2) プロポーザルの特定基準 ア 事務所の実力 イ 新規雇用の考え方 ウ システムの充実度 エ システムの操作性、データ管理の容易性等</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局（連絡・照会先） 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道選挙管理委員会事務局 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 517 ファクシミリ 011 - 232 - 1126</p> <p>(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 平成13年12月11日（火）から18日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、3の(1)と同じ。 直接交付する（郵送はしない。）。</p> <p>(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 平成13年12月19日（水）午後5時必着 提出場所は、3の(1)と同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）又はファクシミリによる。</p>	<p>北海道知事 堀 達 也</p>

呼 2 2 3 1 紙

(4) プロポーザル提出要請書の送付
 プロポーザル提出業者として選定された業者には、選定通知及びプロポーザル提出要請書を送付し、非選定の業者には、その理由を付して通知する。

(5) 提出業者として選定された業者からのプロポーザルの提出期限、提出場所及び方法
 平成14年1月4日(金) 午後5時必着
 提出場所は、3の(1)に同じ。
 持参すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否
 要

(2) 関連情報を入力するための照会先
 場所は、3の(1)に同じ。

(3) その他
 後日、プロポーザルに関するヒアリングを行う。
 詳細は、プロポーザル説明書によること。

収 入 部 長

北海道渡島支庁告示第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成13年12月11日

- 北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 亀田郡七飯町字上藤城212番1、212番38、212番52、212番53、212番54、216番1、216番3、216番7
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 函館市本町16番20号 平和不動産株式会社 代表取締役 高橋 雅宏
 - 3 開発許可年月日及び番号
 平成13年5月30日 渡建指第13-1号

北海道十勝支庁告示第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成13年12月11日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 河東郡音更町字音更西3線14番1のうち、14番3のうち(第6工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 河東郡音更町元町2番地 音更町土地開発公社 理事長 山口 武敏
- 3 開発許可年月日及び番号
 平成12年5月11日 十建指第12-1号

北海道根室支庁告示第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成13年12月11日

- 北海道根室支庁長 能 田 文 男
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 標津郡中標津町字中標津28線22-8
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 標津郡中標津町西13条北11丁目1番地31 有限会社 弓場建設 代表取締役 弓場 義雄
 - 3 開発許可年月日及び番号
 平成13年5月22日 根建指第13-1号

捜 査 本 部 長

北海道警察本部告示第164号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成13年12月13日から施行する。
 平成13年12月11日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

別表札幌方面西警察署の項中
 「北十三条」を「同 中央区 北12条西20丁目2番5号」に、

「二十四軒」を「同 西区二 十四軒2条3丁目2番26号」に、

「雨 電 同 雨電町」を「雨 電 同 雨電町」に改める。
字 伏 古 字 満 寿 33 番 地 27

北海道警察本部告示第165号

次のとおり指名競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年12月11日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

ア 警察官（男性）用合服 上衣520着 エボン520本

イ 警察官（男性）用冬服 上衣520着 エボン520本

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年3月20日

(4) 納 入 場 所 北海道警察本部

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。

(1) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(2) 納入する物品に必要なとする生地の供給を受けられること。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

宮の沢	同 手稲区 西宮の沢4条 2丁目200番 地1	同 西区寒寒6条から寒寒9条までの13丁目及び14丁目、富丘3条及び富丘4条の1丁目、宮の沢1条4丁目及び5丁目、宮の沢2条3丁目から5丁目まで（ただし、3丁目は、14番から17番まで）、宮の沢3条4丁目及び5丁目、宮の沢4条4丁目及び5丁目、宮の沢の一部（宮の沢川以南を除く上富丘川以南）手稲区西宮の沢1条及び西宮の沢2条1丁目から5丁目まで、西宮の沢3条1丁目から3丁目まで、西宮の沢4条1丁目から5丁目まで、西宮の沢5条及び西宮の沢6条の1丁目及び2丁目並びに西宮の沢（上富丘川以北）
-----	----------------------------------	---

宮の沢	同 手稲区 西宮の沢4条 2丁目200番 地1	同 西区寒寒6条から寒寒9条までの13丁目及び14丁目、宮の沢1条4丁目及び5丁目、宮の沢2条3丁目から5丁目まで（ただし、3丁目は、14番から17番まで）、宮の沢3条4丁目及び5丁目、宮の沢4条4丁目及び5丁目、宮の沢の一部（宮の沢川以南を除く上富丘川以南）手稲区富丘3条及び富丘4条の1丁目、西宮の沢1条及び西宮の沢2条1丁目から5丁目まで、西宮の沢3条1丁目から3丁目まで、西宮の沢4条1丁目から5丁目まで、西宮の沢5条及び西宮の沢6条の1丁目及び2丁目並びに西宮の沢（上富丘川以北）
-----	----------------------------------	---

に改め、同表旭川方面深川警察署の項中

呼 2 2 2 1 3 1 紙

(2) 入札日時

ア 警察官（男性）用合服 平成14年1月9日 午前9時30分（郵送による場合は必着）

イ 警察官（男性）用冬服 平成14年1月9日 午前9時45分（郵送による場合は必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公示

(1) 平成13年5月29日付け北海道警察本部告示第76号

(2) 平成13年8月10日付け北海道警察本部告示第107号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 入札に参加しようとする者に要求される義務

この入札に参加しようとする者は、製品見本及び3の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類等を平成13年12月25日までに、次の場所に提出しなければならない。

また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部装備課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2322

(2) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(5) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) The nature and quantity of products to be procured :

① Male police officer's spring / autumn clothes : 520 jackets, 520 pairs of trousers

② Male police officer's winter clothes : 520 jackets, 520 pairs of trousers

(2) Bid submission time and date :

① Male police officer's spring / autumn clothes : 9 : 30 A. M., January 9, 2002

② Male police officer's winter clothes : 9 : 45 A. M., January 9, 2002

(3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext.2236

北海道警察本部告示第166号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年12月11日
北海道警察本部長 山田 高 廣

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
交通安全施設等管理用電子計算機 一式（1月当たりの単価）
（サーバー1台、ノートパソコン10台、プリンタ1台）
 - (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約 期 間 平成14年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 調達物品の保守点検が可能なる者であること。
 - 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。
 - ア 申 請 の 時 期 平成13年12月12日から26日まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部交通部交通規制課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 5165
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
 - (2) 入 札 日 時 平成14年1月10日 午後1時30分

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作成する。
 - 8 郵便等による入札
 - (1) 郵便による入札は、認めない。
 - (2) 電報による入札は、認めない。
 - 9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 - 10 契約書作成の要否
 - 11 そ の 他
 - (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
 - (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

豊田県漁業調整委員会
理事長

檜山海区漁業調整委員会指示第1号

檜山支庁管内沖合海域において「ひらめ」を目的として生餌を使用して操業するはえなわ漁業及び一本釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項に基づき、次のとおり指示する。

平成13年12月11日

檜山海区漁業調整委員会会長 大谷 實

- 1 指示区域
松前・檜山西郡界から267度30分の線と瀬棚・島牧西郡界から297度30分の線との間に
ける檜山支庁管内沖合海域
- 2 禁止期間
7月16日から12月31日までの期間は、操業してはならない。
- 3 操業区域の制限
(1) 1月1日から7月15日までは、水深20メートル以浅の区域において操業してはならない。
(2) 小型定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から200メートル以上離れて操業しなければならない。
- 4 操業の条件
漁具敷設中は、漁具標識を明示するとともに、船名を記入した名札をつけなければならない。
- 5 指示期間
平成14年1月1日から12月31日まで

正 誤

平成13年11月30日（号外61号）

北海道規則（北海道希少野生動植物の保護に関する条例の施行期日を定める規則）及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則）の規則番号に誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
1	上及び下	6及び25
誤	北海道規則第百四十一号	

正 北海道規則第百四十一号

1及び2 上 11及び1

誤 北海道規則第百四十一号

正 北海道規則第百四十三号